

# 尾張領内御殿の存亡と機能(下)

原 史 彦

はじめに

## 一 御殿の記録

## 二 尾張領内御殿の概略

- (一) 小牧御殿
- (二) 荒居御殿
- (三) 朝宮御殿
- (四) 坂下御殿
- (五) 水野御殿
- (六) 萩原御殿
- (七) 荏安賀御殿
- (八) 佐屋御殿・鶉山殿
- (九) 津島御殿
- (一〇) 横須賀御殿
- (一一) 大野御殿
- (一二) 岐阜御殿

尾張領内御殿の存亡と機能(下)

## (一三) 土田御殿(以上前号)

## 三 尾張領内御殿の機能(以下本号)

- (一) 貴人への接待・応接機能
  - (二) 藩主巡行の際の宿泊・休憩機能
- ## 四 尾張領内御殿の定義

- (一) 御殿の形態
- (二) 御殿の管理・運営  
おわりに  
補論 川村御茶屋

## 三 尾張領内御殿の機能

- (一) 貴人への接待・応接機能

前章で概略を紹介した一三箇所の尾張領内御殿は、いずれも御殿運営に

関する記録は無く、御殿が稼働していた同時期の記録もほとんど残っていない。御殿が稼働した時期も、ほぼ一七世紀に限定されるため、先述のとおり江戸末期の時点では既に調査不能だった状況が、「存亡吟味留」からも伺える。確認できた史料も後世の記録が多く、その詳細な検証が不可能な状態だが、そういった史料から断片的に読み取れる御殿の機能について、以下にまとめる。

御殿の設立目的で御殿の機能を大別するならば、①貴人への接待・応接施設と、②藩主巡行の際の宿泊・休憩施設とに分けられる。②の巡行目的は鷹狩・鹿狩等の狩猟目的と、遊覧目的の場合があるが、この目的の違いによって御殿の使い分けをしたわけではないため、狩猟目的か遊覧目的かで御殿機能を分類するのは適当ではない。また、①の貴人への接待・応接施設を目的にしていた施設でも、②の藩主巡行の際に使用することもあるため、①の貴人への接待・応接目的施設が、②の藩主巡行の際の宿泊・休憩施設に成り得ることは言うまでもない。

記録の上で接待・応接の役割を担ったことが明確に確認できるのは、萩原御殿・佐屋御殿である。前者は美濃路、後者は佐屋路における貴人の応接を目的としており、佐屋御殿は三代將軍家光の立ち寄りも確認できる。

なお、岐阜御殿・津島御殿は、明確に接待・応接に用いたとする記録は無いが、同様の役割を持ったことが諸記録より類推される。岐阜御殿は、元和五年に岐阜が尾張藩領となったことで、徳川將軍家から尾張藩に引き継がれた御殿で、尾張藩主の岐阜巡行の際の宿泊所として機能した。なお、『御代御記録』に、正保元年(一六四四)六月一日に「松平安藝守」(広島浅野家三代長晟)が、同年六月二十九日には「浅野因幡守」(三次浅野家初代長治)が「木曾路」で参勤の途次、岐阜で泊って鵜飼を観覧した記事がある。浅

野家が初代義直の正室・春姫を通じての縁戚関係であることから、岐阜御殿を利用した可能性が考えられる。

津島御殿については『御代御記録』で「御殿」と明記されるのは、元和四年七月二十六日と慶安元年(一六四八)八月二十四日の「四日市」御乗船御渡海、津島 御殿江 着御、」とする記事のみだが、鷹狩時や紀伊徳川家初代頼宣・日光宮・青蓮院宮といった貴人への饗応を「津島」で行った記事が他に一八回見られ、元和四年時を含めて八回は「御泊」と称して「津島」に滞在していることから、これらは全て御殿を利用していると考えられる。また、「存亡吟味留」には、次の記事も紹介されている。

將軍御上洛之事「附佐屋御殿／御成之事」

一 寛永十一「追記朱書」七月十一日「甲戌秋 將軍大猷院様「追記朱書」家光公」御下向之節 佐屋／御茶屋へ御成被為遊候 此節御殿と右御茶屋を唱申候／よし 此節佐屋津島両所之御茶屋御成之積ニ候へ共／大かた津島御茶屋へ御成之積ニ而 尾州名古屋御老中／寺尾土佐守様御取賄ニ而津島御茶屋ニ而、御料理等御拵／有之處 此節棄名分御道筋ハ船頭平ニ船橋か、り／早尾村ニも船橋懸申候由 折節地めぐり程の大風ニ而／候へハ

將軍様何方へ成共 近き所へ御船着 御休被為遊度／との御事ニ而俄ニ佐屋江被為入候付 右寺尾土佐守様／杯ハ津島御茶屋ニ御扣故 旁御間相かね申候由ニ而／混雜之由(後略)

この記事によれば、寛永十一年の三代將軍家光が下向する際、当初は津島御殿を利用する予定だったが、「大風」のため家光の指示により、急遽立ち寄り先が佐屋御殿に変更となり、津島御殿に控えていた応接役の寺尾土佐守が慌てて応対したという。家光による津島御殿の利用は無かった

が、津島御殿自体もまた、將軍応接機能を備えていたことは明らかである。

## (二) 藩主巡行の際の宿泊・休憩機能

尾張国北部にある御殿と岐阜御殿は、いずれも義直が狩猟時に立ち寄ったと『御代御記録』に記されており、中でも坂下御殿・朝宮御殿・荊安賀御殿は狩猟時の利用に特化している。水野御殿・荒居御殿も狩猟時利用が主だが、定光寺参詣時に利用した記録もある。小牧御殿・土田御殿は、参勤交代時の宿泊・休憩所としても機能していた。

『御代御記録』に記された初代義直の尾張領での「鷹狩」「鹿狩」は、少なくとも二四〇回以上を確認できる。「以上」としたのは、「御泊」とした場合、何泊したかが明確ではない項目があるためで、日数で算出するならば相当数になる。行先は水野・津島・荊安賀・犬山・小牧・岐阜・池田（現・岐阜県多治見市池田町）などの地名が頻出する。時には知多や、参勤途上で知多や三河国御油で鷹狩を行うこともあり、初代義直はほぼ領域全体を狩猟場としていた。また、「川狩」とする巡行も五回確認できる。

しかし、大半の項目は「御鷹野被爲 成」、「御鹿狩ニ被爲 成」といった表記に留まるため、具体的な行先は判らない。日帰りで名古屋へ帰城できる範囲での狩猟は、記録されない事例も含めれば相当数に上ったと想定できるため、城下に近い朝宮御殿や坂下御殿などは、記録以上の頻繁な利用があったと推察できる。

ちなみに寛永二年（一六二五）時の狩猟は、鷹狩が二〇回、鹿狩が二三回、川狩が一回の計三四回を数える。この内、七月八日から二四日までを岐

阜・犬山方面で鷹狩、その翌七月二五日は再び犬山で泊りの鷹狩、九月九日から一三日まで岐阜で鹿狩、九月一日から一三日は水野・池田・久々利（岐阜県可児市）で鹿狩（帰城日不明）、十一月二日から二月一日まで水野で鹿狩と、この五回分で計三八日以上を狩猟に費やしており、年間の五分の一近くは名古屋城を留守にしていたことになる。

これを藩政初期における民情視察ということも出来ようが、義直の場合はそれ以外の目的も看取できる。『昔咄』第十二巻には、義直の狩猟に関する次の一文がある。

源敬公御鹿狩御鷹野にて、諸士の器量、奉行の出精、不精をはかり知り給ひし。御鹿狩には一勢くまとひを立て、物頭はさいを持ちぬ。御立間にも、御まとひを立てられ、大鼓貝にて分合の約束あり、中勢子にもせこの別当あり、これにも大鼓貝あり、五十人衆の内、其人をえらまれ、赤さいをさ、せらる。惣五十人衆は、白さいなり。ゆへに赤さいになるを規模とす。則赤さいは、御立間にも中勢子にもまじり居て、其日は御使番の役を務めぬ。御弓の衆其外弓を射させらる、輩へは、御札を給はりて、面々立場を定められぬ。惣じて軍の操練のために、興行あり。ゆへに獲物の多少をおぼしめさず、又御慰の用にハなされざる也。

この文に記されるように、狩猟は単に嗜好というより、狩猟を通して軍事訓練を行い、藩士の査定を行っていたとある。この真偽はともかく、こういった狩猟・巡行が頻繁に行われ、特に尾張領北部での狩猟が多いことからこの地域における御殿設立は必然ともいえる。しかし、巡行が減れば御殿の必要性も薄らぐわけである。御殿の多くが一七世紀中に廃絶、ないしは機能停止、あるいは形骸化していた事実をみると、藩主巡行の頻

度が御殿の存続と密接に関わったことは言うまでもない。

もともと御殿は各地の名士宅に設けられる場合があるため、その方面への巡行がある場合は、御殿が無くなっても、その名士宅に止宿・休憩することができるといってよい。そのため、小牧の江崎家・新居の水野家・水野の水野家・岐阜の賀島家・土田の林家などは藩主御用の止宿・休憩宅へと自動的に転換していったわけである。巡行行程途次や、主要街道沿に設けられた御殿は、参勤時の利用や貴人応接としての機能を持ち続けるだけの頻度を保てたと考えられるが、初代義直の狩猟時利用に特化したと思われる坂下御殿・朝宮御殿・荊安賀御殿の三御殿は、義直の死と共に、事実上その役割を終えたと言つてよい。坂下御殿・朝宮御殿の廃絶時期が不明なのは、自然消滅に近い形で経年的に衰退していったからではないかと考える。

知多郡にある横須賀・大野の両御殿は、二代光友時代以降は知多巡行という遊覧を主目的とした御殿である。ただし、『御代御記録』には初代義直が大野・横須賀(当時は馬走瀬)附近で狩猟を行ったことが記録されているため、この地が尾張藩主の狩猟と無関係だったわけではない。

後代の藩主は、岐阜・犬山・知多方面への巡行を御国入り時の恒例としていた傾向にあるが、一回の帰国に付、一―二度程度の巡行に留まっております、五代五郎太・一一代斉温・一三代慶藏は一度も御国入りをしていないため、当然のことながら知多には訪れていない。当初知多巡行の場合は横須賀御殿・大野御殿を利用したものの、横須賀御殿は二代光友の避暑・療養を専らとした施設であり、二代光友歿後以降の利用は激減している。このことは、大野御殿の例でみたように、一八世紀以降では短くても利用間隔が二〇年、長い場合は半世紀近くも空くため、御殿施設を維持することが経済的に難しくなったというよりは、経費をかけて維持する必要性が薄

らいだといった方が正しい。領内に御殿が存続するのは、藩主による領内巡行の頻度が多分に影響していた。

なお、補足だが次の『源敬公御別傳』の記載は、鷹狩時の小牧御殿における勤務形態を垣間見ることができる。

一、小牧邊御とまり鷹野ニ被爲 成候時分、御小性共小牧山の様子終ニとくと見不申候間、参り見可申与申合、御鷹野ニ 出御之御跡ニ残り罷在候者共、小牧山へ上り方々見廻り申候處、其日風強く吹申、御中途分 還御被遊候、其御左右山ニ而承り、何れ茂驚き、借馬仕参候故、馬にて早々乗付、すぐニ御殿へ参候へバ、御行水をめし、御上り被遊候所へいつれも罷出候、それ迄ハ御供ニ参申候御小性立、土足なからの牀にて御奉公仕罷有候、いつれもハ何と仕候而、遅参仕候哉と 御機嫌悪敷御尋ニ而御座候故、御側ニ罷在候者へ、終ニ小牧山見不申候故、幸之節与奉存申合参候而、還御を山ニ而承り、急き罷歸候、遅々仕候段、迷惑至極仕候趣申上候へハ、何之御叱り茂無御座、結句山の儀など 御尋被遊候、古戰場など心かけ申儀者、御心にも合申御様子ニ奉窺候、

これによると巡行に従った家臣の一部は御殿に残されて、御殿に還御した後の給仕を行っていたようである。この『源敬公御別傳』は、義直が出御した後、留守の者が小牧山見物に出かけたが、当日は荒天だったことから、義直が予定より早く還御したため、山へ行つた留守の者が周章狼狽して馳せ戻つたものの、家臣が小牧山や古戦場のことを気に掛けることは良いことだとしてお咎めが無かったという逸話でもある。

ここにも義直の軍事優先の氣質が表れているが、領内巡行を藩主行動の一つに位置付けていた時代の自由な雰囲気も伝わる。藩体制の制度化・組

織化は、結果として藩主の行動を室内での儀礼等における役割に形式化、ないしは制限することとなったため、必然的に藩主の自由意思による巡行も制限・形式化されることとなる。藩体制の確立とともに、領内御殿の役割は自動的に喪われていったともいえよう。

#### 四 尾張領内御殿の定義

##### (一) 御殿の形態

尾張領内御殿の形態には統一性はみられず多岐にわたっている。小牧御殿は蟹清水砦・萩原御殿は萩原城という中世城館を転用したことが確実な御殿である。津島御殿・岐阜御殿は堀と土塁で囲繞された城郭形態として設計されていたことが、それぞれの図面や都市図、現在の地割で判明する。津島御殿は前領主である松平忠吉の時代に、岐阜御殿は関ヶ原合戦直後に徳川家康によって設けられた御殿である。藩政確立期になって本格的に整備された水野御殿・横須賀御殿になると、水路による遮蔽は見られるが防御性は弱くなっているため、防御性の程度は設立された時代背景によると考えられる。

なお、この水野御殿をはじめ、新居御殿・荻安賀御殿・大野御殿・土田御殿は、地域有力者宅内に設けられた御殿で、小牧御殿も中世城跡だが地元有力者宅の転用でもある。坂下御殿・朝宮御殿は極めて小規模な御殿のため、諸史料で書かれる通り「行殿」程度の設えだったのだろう。

ちなみに横須賀御殿は、二代光友の潮湯治のためという特殊な理由で設けられた御殿だが、『金城温古録』には、「抑、当御殿の事、一説に、其始、

瑞龍院様御汐湯治之所と奉申は表向之御名目にて、御内実は、敬公御代、異賊襲来遠見台をも御取建なし置れしかば、猶、其御あとを統べ補はせらる、思召にや、万一の時、是迄、速に御出馬御采配有らせつるべき御本陣なる御結構のよし。」と、海防目的の軍事拠点として造営された説を載せている。

実際に軍事利用されたことは無いため、この説の真偽は不明だが、江戸後期製作と推定される尾張領伊勢湾海防台場計画図の挿図25「熱田新田茶屋新田知多鬼ヶ崎迄海手之図」<sup>20)</sup>には、実際には建造されなかったが、伊勢湾西側の熱田新田(現・愛知県名古屋古屋市熱田区)と東側の松原村日長崎(現・愛知県知多市)に台場を置く計画となっている。松原村日長崎は横須賀御殿の南方五キロメートルの地点であるため、横須賀御殿の地を海防の拠点とする考えを、あながち荒唐無稽とは言いつれない。

大名当主が居所以外で宿泊する場合は、街道では本陣・脇本陣を利用するように、一定の格式を有し、止宿・休憩に対応できる施設さえあれば、庶民宅であってもその利用に不都合は生じない。

「御殿」と称される施設において、尾張領内御殿の場合、御殿内建造物に統一した特徴があったのかを見出すことは、史料的制約から不可能である。御殿配置ないしは施設規模が断片的にも判る領内御殿は、小牧御殿・水野御殿・津島御殿・佐屋御殿・横須賀御殿・大野御殿・岐阜御殿で、これらを比較すれば、他の領主館と同様に門・玄関(尾張藩の場合は「御鎗之間」とも称する)・御書院・御台所・御膳所・御風呂屋・御厩まではいずれにも備えられていた可能性は高い。横須賀御殿のように、専用の砂浜や御庭焼施設があるのは特例だろう。庭園の有無においても、横須賀御殿以外は史料的に確認できない。その意味で、横須賀御殿は、義直時代の御殿と



挿図25 熱田新田茶屋新田知多鬼ヶ崎迄海手之図 名古屋市蓬左文庫蔵

は一線を画す別仕様の御殿といえる。

御殿と称するか否かの境目は、断片的な記録による分析だが、その土地の所有者と管理運営の在り方で区別されると考える。全ての御殿に記録があるわけではないが、小牧御殿の場合は「存亡吟味留」に「(前略)源敬様思召ニ者小牧古城山ハ御軍事江付而ハ各別要害之場所と被為思召夫ニ付自然古城山江御出張之節之為メ御足留之御忍御殿御取建之御目論見ニ而寛永式丑年地理御見立之上私先祖居宅被召上当時住居之地所江御替地被下置右跡ニ御忍御殿御取建被遊(後略)」とあるように、江崎家の屋敷地の半分を「召上」げた上で江崎家に「替地」を与えている。

新居御殿の場合は『徇行記』に「(前略)瑞龍公右宅ヘナラセラレシ時、座敷セマキトノ尊慮ニテ、承応元壬辰年御成間ヲ一満ツグヘシト、御代官酒井孫兵衛ヘ命セラレ、又寛文四甲辰年行殿ヲ営ムヘシト山本平太夫ヘ命セラレ、十右衛門宅ノ境内ニ行殿ヲ造営アリテ、行殿敷地三段歩ノ換地トシテ、当村米ノ山ト云所ニテ野方六段歩永代賜ハリ、(後略)」とあるように水野家の「宅」に「行殿」を構えて、その「換地」を水野家に与えている。

横須賀御殿の場合は『編年大略』に「(前略)当地頭滝川権十郎後彦左衛門の父半斎菟裘之地として居之処今年有知行替而厨料と成郡奉行太田弥五右衛門支配之中略右半斎宅地之跡御作事有之潮御湯治御滞座之飯屋と成る(後略)」とあるように、藩士・滝川家の土地を「知行替」にしたことが判るため、御殿の敷地は藩有地だったことが判明する。

水野御殿の場合は「存亡吟味留」に「(前略)右御殿場所江付高三石目余御證文引有之御除地ニ申傳候間(後略)」とあるとおり、御殿地は「御證文引」の場所、すなわち無年貢地となり、佐屋御殿の場合も『尾州

海東郡覚帳』に「(前略)一 佐屋御殿屋敷六反七畝歩 前々除。(後略)」とあるとおり御殿地は「前々除」として無年貢地となっている。藩有地か無年貢地かの違いはあるが、少なくとも現代で言う登記・課税という意味では、御殿が所在する村々の負担にはなっていない。

御殿の建造においても、萩原御殿の『存亡吟味留』に「八月十一日中島郡萩原御茶屋出来 御殿御鎗之間 御料理之間／御臺所 御厩／右御入用／米合百五拾七石五斗四升七合九夕／御材木式千六百拾三本也／君山本 敬公実録ニ御勘定方苗を引 右日記之趣／相見候事」とあるように、藩側がその建設費を負担しているのは当然であり、藩有地であるため御殿廃絶の後には、奉行所や代官所といった「官舎」になる場合があることも必然といえよう。

## (二) 御殿の管理・運営

御殿の管理・運営の在り方は、小牧御殿の場合は『徇行記』に「(前略)寛永二丑年御殿御創建ノミキリニ、御殿番ニ仰付ラレ、月俸三口給リシト也、サレハ昔時ハ名古屋へ往来ノ旅客警固ノ為ニ、善左衛門宅玄関ニ飾鉄炮五挺備へ置シトナリ」とあるように江崎家が「御殿番」(「存亡吟味留」では「御殿守」として、藩から俸給を賜り、おそらく下賜されたであろう鉄炮を備えていたことが示される。

新居御殿の場合は、『尾州春日井郡覚帳』に「(前略)一 御殿有。 御殿守ニ小判三両宛、被下。(後略)」とあるように、水野家が「御殿守」として藩から俸給が下されている。

水野御殿の場合は、『尾州春日井郡覚書帳』に「(前略)一 御殿屋敷壹ヶ

尾張領内御殿の存亡と機能(下)

所 御殿番壹人／水野久之丞屋敷本田高之内、三石壹合、証文引ニ而渡ル。(後略)」とあるように、「御殿番」がいること、佐屋御殿の場合は『吏事随筆』享保十一年二月十二日条に「今度、佐屋奉行相止、御殿裁許等、古来の通り御代官支配に被仰付、御殿番壹人・船場番人御足輕八人、御殿御門番御中間壹人、右御代官支配の筈候。御殿番御足輕は、只今迄佐屋奉行支配の内にて直に為相勤、御中間は、御切米三石御扶持壹人分被下置候間、新規に可召抱候。(後略)」とあるように佐屋奉行配下の「御殿番」・「御門番」がおり、藩から俸給を賜っていたことが判る。

津島御殿の場合は『尾州海東郡覚帳』に「(前略)一 御切米四石二式人扶持 御殿番壹人／一 御切米式石二壹人扶持 同 御門番壹人」とあるように、「御殿番」・「御門番」がいて藩から俸給を賜っていたことと、『雜誌』第七十六に御殿備品として「長柄鎗四筋(長二間一尺／御殿附) 對馬守藤原貞重作」と記されるように、おそらく藩からの下賜品である「長柄鎗」が備え付けられていたが判明する。

以上のように、すでに高田徹氏によって指摘されていることだが、御殿管理を行う職務が存在し、これに俸給が支払われていた事実が確認できるため、他の御殿でも同様だった可能性が高い。少なくとも御殿番ないし御殿守と御門番各一名は常駐だったと思われる。俸給について、史料によってばらつきがあるが、御殿番・御殿守の場合、小牧御殿が「月俸三口」、新居御殿が「小判三両」、水野御殿が「三石壹合」、津島御殿が「切米四石二式人扶持」、佐屋御殿が「四石二二人扶持」と記録されている。概算すれば概ね同程度だが、額や配給名目の違いは場所による差か、役割・時代による差かは判らない。

津島御殿の場合は、「御門番」の俸給も判り、「御切米式石二壹人扶持」

とあるため、津島御殿の場合、「御門番」の俸給は「御殿番」の半分である。佐屋御殿の場合は、「御中間」という職務があり、「御切米三石御扶持忝人分」を給されている。

また佐屋御殿の場合は、元文三年(一七三八)に成立し、延享二(一七九三)年(一七四五)に加筆された「佐屋御殿并御船方古来今元文三年午冬迄一卷佐屋之部入用子春改候書状写」<sup>(72)</sup>に「(前略)一御殿江御成又ハ御通り衆御馳走三付、於御殿つかひ申候人足ハ忝人三付、銀壹匁宛毎暮三至り賃銀被下置候。(後略)」とあるように、御成等によって御殿勤務が発生した場合は、人足一人に付銀一匁を毎年暮に支払ったという臨時勤務に関する記録が確認できる。

こういった役割がいつまで存続したかについては、いずれの御殿においても明確に示す史料は無い。ただし、嘉永元年(一八四八)にまとめられた「存亡吟味留」に、小牧御殿の江崎善左衛門が「御殿守」の肩書を使用していることからみて、小牧御殿番は幕末まで存続した可能性が高い。小牧御殿の場合は、天明二年(一七八二)に御殿敷地は小牧代官所となり、御殿自体は「荒廢」したとするものの、「御殿守」の役は江崎家当主に代々引き継がれて、おそらく「御殿守」の役は廃藩置県までは存続していたと考えられる。佐屋御殿番や水野御殿番も廃絶した形跡が無い。

御殿廃絶の場合、田畠となるか官舎転用となる場合が大半だが、水野御殿の場合はかつての御殿に隣接して、御林方御役所が設けられており、その御殿地である水野家に引き続き藩主の来臨が史料から確認できるため、御殿の名目は幕末まで存続していた可能性がある。また、大野御殿の場合、御殿番・御殿守という職務は記録されないが、御殿を管理していた平野家が、御殿という空間を幕末まで維持していたことは確認できる。

なお、大野御殿の場合は特殊な事例で、土地の上知や俸給下賜の有無は不明ながら、当初の藩主休息所建物は平野家側によって建てられたこと、一部平野家が負担しつつも文政年間(一八一八～三〇)までは藩から修繕費が支給されていたこと、藩財政により以後は平野家が「自普請」、すなわち自己負担で修繕を行って御殿を維持していたことが判る。

佐屋御殿の場合も享保十一年(一七二六)の佐屋奉行廃止による御殿附役の管轄替えが一つの契機となるが、御殿の名目は幕末の嘉永六年(一八五三)まで確認できる。この時点で御殿の建物はほとんど取り壊され、残った「御玄関」だけでも修理の上で存続させようという村方の動きが見える。「御玄関」だけあっても御殿は機能しないにも関わらず、この存続に村方が拘泥するのは、名目としての御殿を欲しているからと考える。

佐屋御殿は、「あらい旧記」<sup>(73)</sup>等の記述によれば、悪天候による緊急避難という事態だったが、寛永十一年(一六三四)に三代將軍家光が休息するという榮譽に浴した。本来、寄寓する予定だった津島御殿は早々に廃絶となったが、佐屋御殿は街道の結節点という地の利も手伝って、御殿は存続している。ここには將軍御成の由緒が少なからず存在しているとも考えられる。

岐阜御殿の中に家康の由緒地が遺跡のように遺されたように、佐屋御殿もまた將軍滞在の由緒により、その土地を有する地域に一つの格が生じたのではなからうか。嘉永年間に藩側が御殿建物の撤去を行うことを進めたのに対し、村側が一同としてこれに反対し、村方の負担で修理・存続を願うというのは、御殿の存在に地域の誇りを重ねていた可能性がある。

この事例でも判るように、御殿としての機能は、事実上喪失していたとしても、御殿番・御殿守を勤める家、ないしは地域の誇りにより、名目と

しての御殿は存在し続けていたと考えられる。このことで、機能の消滅と御殿附役職の存在に時代的な齟齬が生まれ、名目と実態に乖離が生じるが、名目だけでならば小牧御殿・水野御殿・佐屋御殿・大野御殿の四御殿は幕末ないしは維新・廃藩置県時まで存続したとみなせる。佐屋御殿の場合、佐屋路での接待・応接空間としての役目を果たす上で必要な存在だが、幕末時点で老朽化が進んだのは、大野御殿での事例と同様、藩側に修繕を行う財政的余裕が無かったからであろう。

尾張領内御殿とは、藩有地に建てられた藩主専用の止宿・休息施設で、管理する者に対して藩より俸給を支払い、御殿の維持管理は藩財政が充てられていたと定義することができるとは、時代を問わず、御殿が廃絶するのは単に財政的理由が第一に上げられる。藩にとっては、費用をかけてまで修繕を施すほどの需要、または価値が無いと言った方が正しい。しかしながら、少なくとも尾張藩の場合は、御殿運営に関与した領民が、御殿の存在に誇りと名誉を求めて、領民の側から名目だけでも御殿を維持しようとした動きがあったことが確認できる。

## おわりに

熱田東浜御殿・西浜御殿を含む尾張領内御殿一五箇所のお大半は、尾張藩政初期に機能した特殊な施設である。設立は初代義直・二代光友の治世下に限定され、熱田西浜御殿を除けば、ほぼ一七世紀中にその役割を終えている。設立目的を強いて大別するならば、狩猟等の藩主遊興に供する施設と、貴人の応接を目的とする施設に大別できるものの、利用形態は多様である。

中でも狩猟利用等に特化した御殿の廃絶は早く、廃絶時期が不明の場合が多い、義直の目的は狩猟であり、光友の場合は横須賀御殿での潮湯治だが、当主個人の嗜好に拠る利用である限り、当主の死がそのまま御殿の終焉に繋がることを意味している。その他の御殿も利用頻度が激減したことにより、藩財政の悪化を圧してまで保全する価値がなくなったことが、御殿廃絶の理由であることも、各御殿の検証において明らかとなった。

初代義直・二代光友の時代まで頻繁だった領内巡行が以降の当主で激減したこと理由を、単に当主自身の嗜好の変化に求めるか、藩組織確立前の経過現象とみるかは判断が分かれるところである。しかしながら、藩組織が経年的に組織化する過程で、藩主としての行動規範も徐々に規定化され、行動の自由が事実上制限されたことは要因の一つに挙げることができる。尾張帰国時に知多や岐阜・犬山へ巡行することは、当主の嗜好というよりは、藩主としての勤めとして規定化されたことによる慣例行事としての側面が強い。

このことの傍証として『趨庭雑話』<sup>(74)</sup>の冒頭に記された次の逸話が、規式化していく藩組織の変遷を物語っている。「源敬公(初代義直)の時ハ、わけて君臣の間親しくおハしまし、御鷹野など御供せし輩へハ、必ず御城にて酒飯など給はりて、しかも猶帰宅せず、御殿中に宿泊して、都而人々御城を私宅のごとおもひ居たりしよし、古き書に見えたりと御物語なり」とあるように、この書がまとめられた寛政十一年(一七九九)頃には、このありさまは憧憬のように語られている。君臣間の距離もさりながら、行動規範が確定しない時代特有の現象でもあり、藩主の行動が規定化・格式化された以降は、藩主としての行動は、いくら当主とはいえ自由にはならなかったと考えられる。

結果として、藩主帰国に際しても、初代義直・二代光友時代のような自由な行動は制限されたことにより、領内御殿の役割は喪失したとみてよい。領内巡行が慣例行事として定型化されている限り、領内各所での止宿場所は必要となるが、地元有力者宅を利用することで事足りたことは言うまでもない。藩直営の御殿は、利用頻度が極端に減少する中では、もはや不要になったわけである。

「御殿」と称するには、敷地・建物が藩有地であること、御殿番ないし御殿守、御門守・御門番といった施設管理の人員が公費で配置されていることを、記録が残る御殿の検証において明らかにした。しかし、御殿の役割が事実上喪失した後も、御殿番・御殿守が幕末まで継続した事例や、佐屋御殿のように藩による御殿撤去に対して村方総体として反対した事例、大野御殿のように藩からの財政援助が無くなっても、管理する側が自費で御殿を修築して存続させた事例などが見られることが判明する。この思考・行動の背景として、御殿の存在が、それを管理する者や所在する地域にとつての権威性・象徴性に転嫁したと推察し、実態としての御殿の存続期間と、名目としての御殿の存続期間は一致しない事例があることを明らかにした。

領内御殿の中で唯一幕末まで機能した御殿は、熱田西浜御殿のみである。熱田参詣時の装束屋敷として利用されたことが、定期的な利用に繋がったと思われる。一三〇〇坪程度の比較的小規模な御殿だったため、維持管理しやすかったことも存続の理由であらう。

今回の論考では、領内御殿の役割・変遷について、遺された史料を基に判る範囲で明らかにした。経年的変遷までは追えないものの、ある程度の経緯は明らかにできた。今後の課題として、領内御殿に関する新たに記録

の発掘に努めるとともに、名古屋城内及び城下に存在した様々な御殿・屋敷の実態についても明らかにしたいと考える。

# 註

(70) 名古屋市蓬左文庫蔵。図五九六。縦一五四・三釐 横一三七・五釐。

(71) 高田徹「尾張藩の御殿・代官所・屋敷」(『愛知県中世城館調査報告Ⅳ(知多地区)』愛知県教育委員会 一九九八年三月発行)。

(72) 佐屋町史編集委員会編『佐屋町史 史料編 一』佐屋町史編集委員会 昭和五十一年一月一日発行。

(73) 加藤正峰筆 寛保三年(一七四三)

(『翻刻引用は、佐屋町史編集委員会編『佐屋町史 史料編 一』佐屋町史編集委員会 昭和五十一年一月一日発行 より)。

(74) 『名古屋叢書 第二十四巻 雑纂編(一)』名古屋市教育委員会編 昭和三十八年三月二十日発行 所収。

# 〔追記〕

本稿執筆にあたり、犬山城白帝文庫主任学芸員・寛真理子氏、徳川美術館学芸部マネージャー・加藤啓子氏、元瀬戸市役所職員・小杉扶次武氏に貴重な史料情報の提供を受けたこと、徳川林政史研究所・名古屋市蓬左文庫には史料閲覧の便宜を図っていただいたことを末筆ながら厚く謝する次第である。

なお、前号刊行後に領内御殿に関する研究として、萱田寛也「徳川光友の横須賀御殿御成」(『公財』徳川黎明会 徳川林政史研究所編、深井雅海・川島孝一校訂『瑞龍公実録』八木書店 二〇二二年三月二十五日発行 所収)が発表されたことを付記する。「存亡吟味留」には横須賀御殿への光友の御成は二十二回しか記録されていないが、『瑞龍公実録』及び『瑞龍院様御代御家御日記』(徳川林政史研究所蔵)の検討により、寛文六年(一六六六)から元禄三年(一六九〇)まで計二十九回の御成があったことが明らかにされている。

## 補論 川村御茶屋

「存亡吟味留」に記された屋敷の内、川村御茶屋（以下、「同茶屋」という）については、前号で史料不足を理由に紹介を割愛したが、今号において新たに概要が判明したことで、ここに補論として施設の紹介を行う。

同茶屋は、現・名古屋市守山区の旧御用水取水口付近に所在した藩主休憩施設である。「存亡吟味留」には同茶屋の支配管理を行ったと思われる御小納戸役所の記録が収載されており、御番頭兼御国御用人を勤めた石黒三郎左衛門による覚が同茶屋の存亡経緯を紹介している。

同茶屋は安永六年（一七七七）六月以降に建てられた休憩施設で、御用水の川村圀守を勤めた庄兵衛が管理する年貢地の山に建てられ、以後の年貢納入は免除すること、「御用野」とはしないため、同茶屋設置以降も御林奉行支配地として引き続き庄兵衛が管理することを、庄兵衛に申し渡している。管理地の竹木伐採についても庄兵衛管理とし、同茶屋を撤去した後は、再び年貢納入が課せられることも取り決められている。

『金城温古録』第五十七之冊 大幸江部の「御用水江」の解説において、<sup>(15)</sup>「竜泉寺山の西麓、川村の堤に元圀有り。此所、庄内川を岩石もて堰留めて「これを定／井と名付」入所へ水を通し入る。是、此江通りの源なり。圀所の南に、御腰掛と称へて、御立間の御屋敷あり。明公御代、内藤閑水此御襖に鮎を描く事、安永年の或随筆に見えし。大切成る圀所なれば、万一の時、御備も、可有所の御構なるべし。」と、同茶屋に関する記述がある。<sup>(16)</sup>

この記述によれば、「御立間の御屋敷」と称した同茶屋は、現在の行政

区域である守山区川村の地ではなく、それより東北方面の竜泉寺山西麓に設けられた御用水の取水口南側（現・名古屋市守山区川上町・川東山付近）に建てられており、重要な場所のため、万一の時には防衛施設にもなりうる構だったと記される。

また、設置された位置からみて、志多見・東谷山方面への鷹狩りや、あるいは定光寺参詣の際の休憩所として利用されたと考えられ、石黒三郎左衛門の覚には、安永六年七月二日、同年八月一日及び二日の三回の藩主立寄りの記事が確認される。九代宗睦の代であり、同茶屋で「夕御膳」・「御夜食」を執ったこと、来遊目的は「御鷹野」だったことが判る。

しかし、同茶屋の利用に関する記事は以上だけで、あとは天保八年（一八三七）八月一日に大風雨で同茶屋が「かたき」（傾きか？）状態になったこと、翌天保九年五月二十五日に「御庭」、すなわち下御深井御庭へ移設され、以後「桜道新御茶屋」と称されたことが記されるのみである。同茶屋の使用がこの三回のみか、他にもあったのかは不明だが、石黒三郎左衛門からの覚書であることを前提とすれば、同人が御国御用人兼役を安永八年に免じられるまでの理由回数と解釈すべきであろう。

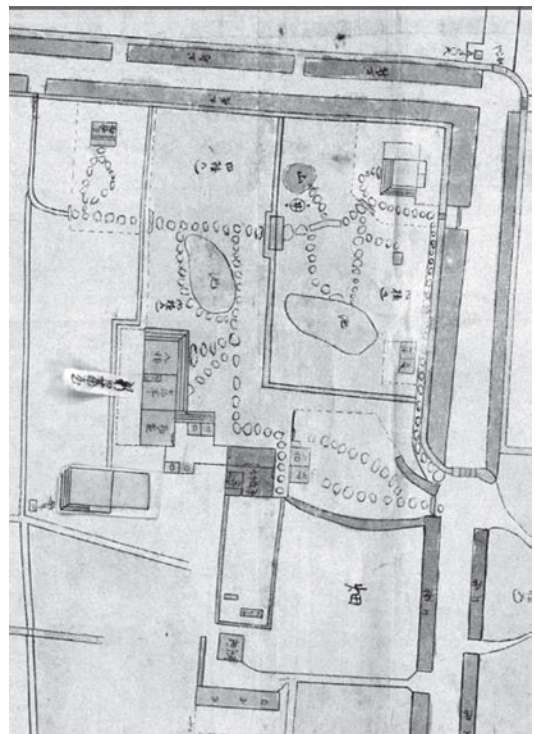
嘉永二年（一八四九）に写された挿図26「下御深井絵図」<sup>(17)</sup>には、御庭西方の南北に通された桜道の中央部西側に接した地に「新御茶屋」と付箋が貼られた桜道新御茶屋と、その外構空間が記載されている。茶屋は南北に連続した「八帖」と床付の「七帖半」の二部屋に「物置」を並べた小規模な建物で、北・東面に縁を巡らせ、南東部に便所二室を張りだした構造だったことが判る。『金城温古録』の記事によれば、同茶屋の襖は内藤閑水（東甫）作の鮎の絵だったという。

藩財政の悪化に合わせ、使用頻度が低下することで領内御殿が縮小・整

理される過程にあつて、小規模とはいえ安永年間に同茶屋が新設されたことは珍しい事象である。藩主遠征時には地域有力者宅での立ち寄りで済ませていた時期に、あえて川村に専用休憩施設を設ける意図は不明ながら、藩主来遊に特化した施設であるため、同茶屋も広い意味での領内御殿の一つに数えることは出来よう。

註

- (75) 『名古屋叢書続編 第十六巻 金城温古録(四)』名古屋市教育委員会 昭和四十二年九月三十日発行。
- (76) 堀内亮介氏の教示による。
- (77) 名古屋市蓬左文庫蔵。図九五八。縦一七五・〇糎・横一五九・二糎。同じ構図の図は他に「源順様御代下御庭図面」(徳川林政史研究所蔵 縦一八〇・〇糎・横一六六・四糎)が存在する。



挿図26 桜通新御茶屋(旧川村御茶屋)(名古屋市蓬左文庫蔵「下御深井絵図」部分)

【史料】「尾州并岐阜御殿等當時存亡吟味留」徳川林政史研究所蔵

【表紙・題箋】

嘉永元申十月出来

尾州并岐阜御殿等當時存亡吟味留 完

【中表紙】

御國御領分御殿御屋敷等

當時存亡吟味之留

〔右ニ付手續之譯委細ハ吟味書留ニ相見候事〕

嘉永元申十月出来

御日記所

【本文】

御屋形

〔金府紀較慶安二丑年〕

御姫様

八條宮幸丸御方〔後称／廣幡〕与御縁組被為／濟候ニ付石川

〔普峯院様御事〕

伊賀守屋敷替被

仰出 并御厩之内差添御作事始ル今之

御屋形也

〔慶安四卯二月廿五日苗帳寄ニ 瑞竜公御年譜 町方苗 事蹟録 御賄方苗を

引〕

幸丸様佐屋御昼休より名古屋御到着東鍊御門向／御屋敷江被為人

〔慶安四卯二月廿八日苗帳寄ニ 瑞竜公御年譜 御国御用人状苗書表紙を

引〕

御姫様ニ之丸 東之丸より

御出興 東鍊御門向御屋敷江被為人

御婚礼被為整

〔寛文四辰十月十九日事蹟録ニ御国御用人苗を引〕

廣幡様 尾州御發足御上京

〔同年十一月朔日事蹟録ニ苗書方状苗を引〕

出雲様御部屋 御城内ニ而火之元等如何敷候 今度／廣幡様御屋敷明候

間 右御屋敷江御移徙被成候様ニ与被 仰出

〔瑞竜公御年譜延宝三卯年〕

〔泰心院様〕

五月九日江戸御發駕 東海道 同月十八日尾州

御着座〔今日御家中御迎ニ罷出 出雲守様三之丸御屋敷／兼而御差上

為御館自是御屋形与号〔下略〕

〔右同日事蹟録ニ御部屋御傳状苗 苗書方状苗を引〕

中將様今日 御着城於御對面所御慰斗被為祝／年寄共御城代御傳役迄

〔泰心院様御事〕

御長炮被下 夫より

御屋形江被為 入 追而

貞松院様江被為 成御祝之御膳被

召上 畢而 御屋形江帰御

〔金府紀較元禄六酉年〕

六月廿五日尾州 御城東隣ニ

〔瑞竜院様〕  
(朱書)

御隠居御屋敷御作事出来

御屋形与号す 御二之丸勘解由小路御方松壽院殿／今日 御屋形江御移

徙あり 御屋形ハ只今迄

綱誠公御部屋御殿也

大曾根御屋敷

〔瑞竜公御年譜 元禄八亥年〕  
(朱書)

二月廿五日 御屋形より大曾根御下屋敷江

〔瑞竜院様〕  
(朱書)

御移徙 去甲戌七月大曾根成瀬隼人正正親下屋敷／并石川大和守章長

渡邊半藏定綱下屋敷とも／被 召上 為御宅地御作事被 仰付 御用人

野崎源五右衛門／惣裁被 仰付 今回落畢 御移徙

翌丙子七月重而建中寺北諸士屋敷悉

御宅地添入築山 御泉水等出来云「下略」  
(朱書)

御下屋敷

〔延宝六年正月四日苗帳寄ニ苗書方状苗を引〕  
(朱書)

中将様御下屋敷ニ阿部伊勢下屋敷并明地式ヶ所共相添／被進旨被 仰

〔泰心院様御事〕  
(朱書)

出其段今日成瀬豊前守御屋形江参上

中将様江申上之

〔同年三月日並不知苗帳寄ニ苗書方状苗を引〕  
(朱書)

〔中将様御下屋敷ニ輕々御家御建被遊度〕  
(朱書)

〔泰心院様御事〕  
(朱書)

思食ニ付 普峰院様古御家毀取候内御玄関 御風呂屋

御姫様方被成御座候御部屋 右御家三御建立被成度旨／達 御耳候處

御用ニも無之候間 右御下屋敷ニ御建／被成候様ニ与被 仰出

熱田御殿

〔寛永十一戌苗書方伏見より之状苗〕  
(朱書)

熱田之御殿無油断 急被申候様ニ御作事奉行衆江／急度可被仰渡候 次ニ

御座敷之絵爰許ニ而急か、せ／可申候間 御座敷間數 間尺少も不違様ニ

仕 早々／上候様ニ御作事奉行衆江是亦可被仰渡候  
(朱書)

〔張州府志 愛智郡 官舎之部〕

熱田東行殿「在熱田海門 寛永十一年甲戌 大樹入／朝憩息於此樓閣臨

水陸壘 整ニ壯觀」

「之地也 有二樓 西曰桑名樓 可以望桑名城 東曰寢覺樓 是／地古名寢覺

里故也 是皆我 敬公所名也」  
(朱書)

〔同〕  
(朱書)

熱田西行殿「在熱田海門 與東御殿相對 創建年月不／詳 縉紳公族旅行過

之必饗之于此」

小牧御殿

〔張州府志 春日井郡 官舎之部〕  
(朱書)

小牧行殿「在小牧村／邦君東行止宿于此」

荒居御殿

(朱書)  
〔同〕

荒居行殿「在荒居村 昔 邦君獵水野山中止宿于此故／建行殿 今為民

(朱書)  
居「下畧」

朝宮御殿

(朱書)  
〔同〕

朝宮行殿「在味鏡原昔／敬公放鷹止宿于此 今只存外垣」

坂下御殿

(朱書)  
〔同〕

坂下行殿「在和泉一色村 敬公 寛永中遊明知 神屋山／林 放鷹捕雉時

止宿于此 今廢」

水野御殿

(朱書)  
〔同〕

水野官舎「在上水野村 昔 邦君獵水野山 建行殿 其／後為官舎」(朱書)  
下

署」

萩原御殿

(朱書)  
〔元和三巳〕

事蹟録御作事方古宙を引」

(朱書)  
〔中島郡〕

八月十一日 「萩原御茶屋出来 御殿御鎗之間 御料理之間／御臺所御厩

右御入用

尾張領内御殿の存亡と機能(下)

米合百五拾七石五斗四升七合九夕

(朱書)  
御材木式千六百拾三本也

「君山本 敬公実録ニ御勘定方宙を引 右同様之趣／相見候事」

(朱書)  
〔旧事帳〕

萩原ニ御殿結構ニ出来

刈安賀御殿

(朱書)  
〔張州府志 中島郡 官舎之部〕

刈安賀行殿「在刈安賀村 敬公嘗營之 以為湯沐之地／瑞公時移之造横

須賀行殿 故廢」(朱書)  
〔下畧〕

佐屋御殿

(朱書)  
〔寛永九申三月宙書方江戸より之状宙〕

一筆令啓候 然ハ佐屋之御殿之儀 當年其許御作事も／無之様ニ候ハ、作  
セ可然旨

御意候 若當年方々破損坏も多候而 大工坏も無之様ニ候ハ、来春ニ而  
も不苦候 大工候者當年可被

仰付候由候 御殿之御差圖此跡大工若狹仕上セ申候／其差圖少シ御殿大  
成様ニ相見申候 自然之為之御用ニ候間 大無之候而も不苦儀与存候 乍  
去貴様御見計／差圖御望御建させ候様ニ与

御意候 御料理之間坏ハ此跡大かた致差圖置申候与覚／申候 是をも御覧  
候而 惡所御座候ハ、御直させ御建させ候ハ、／坂井久左衛門ニ可被仰付  
候差圖坏之儀 此跡之様子 若狹／能可存候御尋可被成候

猶々御殿御差圖御望可然様ニ可被仰付候

〔張州府誌 海東郡 官舎之部〕

佐屋行殿「在佐屋駅中 繙紳及諸侯經過此路時接待／之 邦君亦宿此」

津島御殿

〔元和四年七月 事蹟録ニ御作事方留 津嶋 御成御作事入用帳を引〕

津島御屋敷御臺所 七間半ニ五間 同矢倉廊下 堀／疊共御作事有之

御入用高

合六拾七石七斗式升三合

〔右之趣ニ而ハ 御殿新規ニ出来之様ニも相見候得共 慶長七寅年／薩摩守

様より津島御殿番閑屋与右衛門被

仰付候儀 田書方役寄帳ニ有之候付 本文ハ全御修復与／相見候事」

〔旧事帳〕

津嶋村ニ 御殿御作事被 仰付候

〔張州府志 海東郡 官舎之部〕

津寫行殿「在津島村 敬公宮之 屢遊觀漁 止宿于此／今惟存外垣」

横須賀御殿

〔瑞竜公御年譜 寛文六年〕

六月四日 瑞竜公知多郡馬走瀬「後年改名／横須賀町」御湯治初

御病悩ニ付 為御養生潮御入湯 當村ハ瀧川権十郎知行／尤父半斎菟裘

之地也 今度知行替被

仰付 半斎宅地を御取擴 御殿出来 御代官太田弥五右衛門／支配之」

〔略〕

〔張州府志 知多郡 官舎之部〕

横須賀行殿「在横須賀村 寛文六年 瑞竜公浴潮／於此地 建行殿 屢遊于

此海岸 建一亭」

〔名曰臨江亭 勝槩不可言 公薨後 廢之為田圃 松林只／有臨江亭〕

岐阜御殿

〔濃陽志略之内 岐阜之部〕

官舎「慶長五年秋已来 岐阜属我 神祖御領大／久保石見守長安掌事務

建行殿 慶長七年」

「神祖西巡駐駅于此 其後岡田將監代而掌之 元和／元年大坂之役 東軍

奏捷 將軍秀忠公返旆 七月二

「十三日至岐阜宿 此行殿 元和五年以岐阜増封 張／藩 其後廢行殿 元禄

中 搆官舎監吏居之」

川村御茶屋吟味

《貼紙》

石黒三郎左衛門

安永五申正月十一日御番頭被

仰付御国御用人兼可相勤旨

同八亥五月十八日御国御用人兼役

御免 御用人兼可相勤旨

安永六西五月八日「御小納戸役所留」

左之通 石黒三郎左衛門方申談有之候

今般川村ニ御腰懸御取建ニ付 左之趣申談候

一 右御取建場所之儀 川村杵守庄兵衛扣／定納山ニ付 向後定納米庄兵衛方々指出ニ／不及筈之事

一 御腰懸出来場所之儀 急度御用野ニ／相成候譯ニ而ハ無之候付是迄之通 御林／奉行致支配 矢張庄兵衛扣地ニいたし／置候事

一 右場所ニ有之候竹木等伐拂候ニ不及／其内入用有之 庄兵衛方々伐取度節者／其役所江申断指圖之上伐取セし筈／候事

一 御建家出来ニ相障候竹木ハ今般伐拂／可申ニ付 右竹木直ニ庄兵衛江相渡候歟／又ハ代銀被下候積之事

一 右御腰懸追而場所替等有之 外江／引建候節ハ 定納米之儀是迄之通庄兵衛／より為差出筈候事

一 御腰懸之儀 庄兵衛相守可申由 尤守方／之儀 其御役所分御申談有之筈之旨 為／申渡候事

右之通夫々江申談之 庄兵衛江も為申渡候／其心得可有之候

六月

安永六酉七月二日

一 御矢来外江被為 成夕御膳 御夜食共川村御腰懸ニ而被 召上候事

同八月朔日

一 御同断

同二日

一 御矢来外江被為 成川村邊御鷹野被遊右御腰懸ニ而御同断

天保八酉八月十四日

尾張領内御殿の存亡と機能(下)

一 大風雨ニ而御用水之方江御茶屋かたき候事

同九戌五月廿五日

一 今度川村御腰懸御庭江為御引御取建相成／桜道新御茶屋与相唱候様ニとの御事候

【貼り込み文書】

〔對書頭書〕  
滝川又右衛門様 山吹儀十郎

〔熱田〕

御殿往古御取建相成候砌分

御殿江附候古記録等無之哉／但熱田地ニ罷在候旧家古老／之者申傳 又ハ旧記所持罷在／候者も有之候ハ、委可申達旨／御談有之候付 及吟味候處

御殿御取建相成候砌分／古記録等 役所ニ何等無之／熱田ニ罷在候加藤崑左衛門由緒書／之内二年曆ハ不相分候得共／加藤隼人佐屋敷地

御殿御用地ニ相成候趣 別紙／一印書拔之通相見 且寛政／九巳年

御殿御取建等江付御談之趣／由ニ有之候處 右節於役所／古留記等不相見 熱田傳馬町／五兵衛之申者 古老申傳之趣／承知罷在候趣相聞 其節／為相訂候處 別紙二印之通／書出候付 右達書相添／申達候儀ニ相見候得共 當時／外ニ旧記等所持之者茂 不／相聞候 仍為御見合 右式数／相添申達候 以上

九月廿四日

一

加藤崑左衛門由緒書之内書抜

先祖全朔三代以後之隼人佐迄／大瀬子村城之内一構之居屋鋪ニ候得共

御殿之御用地ニ付 豎横三拾間半被

召上候故 東脇村町並扣屋敷江罷出候

二 寛政九巳年苗書抜

乍恐口上之覚

傳馬町／六拾六歳／五兵衛

東西

御殿之儀 幼少之節 古老之者ニ承傳候処／被遊御存候通 慶長十五戌年

一 短二

御城御出来 同年

殿様御引移被為遊 諸国御大名様より／御材木 石御献上之由 引續濱

両

御殿共御作事御座候由申者有之候得共／全躰

御城御作事御材木 石残候ニ付 元和之比 成瀬／隼人正様被遊御氣附

東

御殿并濱燈明御出来ニ付 御軍用之由申者／有之 燈明場之儀 石火矢臺

又遠見之場所与／申者も御座候 仍て御番所前古来々今以升形与／申傳

候 右三ヶ所石垣ニハ御大名様方御銘御印／御座候由承申候

一 御上洛之節 御手當御茶屋

御殿与申候得共 両度

御上洛之節 被為遊

入御候由 承及不申候 他國御大名様 城下与宿隔候／宿場見付用害宿駈

御馳走之節 出張之馬所与／乍恐奉存候 城下ニ有之候宿方ハ御国杉ノ

町／御町屋同前ニ御手當出張御馳走場ニ御座候由／乍恐奉存候

一 西御殿之儀ハ慶安之比 惣柿屋根 御長屋ハ／惣瓦屋根御出来御座候処

享保十五年戌／五月上旬昼七ツ比 御作事場ハ出火仕 御長屋／半分程

御焼失仕 早速御作事被為

仰付 其節御奉行鈴木不定左衛門様与承申候／享保之末

御殿不残瓦葺ニ御仕替被為

仰付候

御殿御出来之比ハ濱

一 御殿江

殿様折々被為遊御入候由承申候 隔年江戸

御下向前

御殿ニ而御清メ

御社参今以左之通御座候

一 御殿御取立前ハ馬場左京殿ニ而御清メ

御社参御座候由 是又御二代計之間与承申候

一 紀州様毎年御交代之節

御殿ニ而御馳走御座候由

近衛様

九條様

御殿江被為遊 御入 是又御馳走御座候由

一 當御代ニ相成 西国方御大名様御交代之節／御本陣勿論御下宿も無御

座候ニ付 加藤／圖書助方 同長次郎方ニ而御頼御止宿御座候／其比諸

国御大名様御格式御供廻り至而御少勢／尔而御通行之由承申候 其後八郎右衛門 新五左衛門／両家御頼 御大名様方御休泊并御下宿／宿方ニ而相勤申候 其後御大名様方御本陣／作事等仕 宿内ニ而御下宿相勤 夫より益／御通行ニ付 宿方一統繁昌仕候得とも／近年御大名様方御俟約 不繁昌仕候由／承申候

一 元文三年々今年迄六拾年程間／熱田社家之外 町家之分 七分通断絶／入替り残而三分通りハ今以相續仕候 傳馬町／之儀も鍵数凡百軒程之處 七拾軒程／断絶仕 三拾軒程ハ相續仕候共 此内血脉ニ而／相續仕候者ハ十九軒程只今ニ御座候

一 大瀬子浦殿屋敷与申所 古来ハ福嶋左衛門督／屋敷跡与承申候

一 御殿御鋪地ハ加藤隼人佐屋敷跡与承申候／築地町旅籠屋共居申候 鍵数十軒計／之所 先年ハ加藤隼人佐扣之儀ニ承申候／只今ハ寛延新田権左衛門扣ニ御座候 右之條々／幼少之節承傳候得共 慥成儀も不奉存／候間 乍恐不調法之段 御高免被下置候様／奉恐入候 以上  
巳／九月

地方懸り／御勘定奉行

小牧初所々

御殿旧記等吟味之儀 別紙御談之趣 大代官初／支配々之御代官江申談吟味為及候處 別紙／之通夫々申達候 其内水野

御殿之儀 上水野村分申出候趣ニ而ハ支配所／おいて不相分候間 水野権平江御談相成候方／候半哉 仍右式拾六数差出候事

但水野御代官須加井重五郎達ニ添候／新居村金左衛門初差出候由緒書等者／御見合済御戻相成候様致度候事

尾張領内御殿の存亡と機能(下)

申／十月

地方懸り／御勘定奉行

小牧御殿初往古御取建相成候砌

御殿江附候古記録等吟味之儀ニ付 委曲被／仰談之趣 奉得其意 支配々々之御代官江／申通辞置候處 夫々吟味之趣申上候付 御渡之／書付共式拾六数相添申上候

但

朝宮御殿之儀 支配所味鏡原新田／吟味仕候處 小牧支配春日井原新田支配／之由申出候付 其段山田貫一郎江通達／および 別吟味之趣 同人分申上候 此段／申上添候

申九月

大代官

申九月晦日

小牧御殿初古記録等吟味／之趣申上候書付／九月

御殿跡古記之訳御吟味之儀／申上候書付

小笠原九郎右衛門

小牧

御殿初古記録等御代官陣屋々々ニハ無之哉／且旧家古老之者申傳 又ハ旧記所持罷在／候ものも有之候ハ、是又委ク遂吟味可申上旨／大代官江被仰談之趣奉得其意候 右ハ支配所

荏安賀

御殿 横須賀村江御移相成候 年月并旧家／古記之訳尔段々吟味仕候處 右村江御移シ／相成候年月并古記録等所持罷在候者／無之右

御殿跡と申場所ハ此節屋敷地ニ相成 外／申傳等之儀相分不申候 仍之

申上候

申九月

北方御代官

御殿古記録等吟味之趣／申上候書付

吉田助次郎

所々御殿古記録等吟味之儀ニ付 大代官江向御談／之趣奉得其意 佐屋津嶋両 御殿江付候古記録等／吟味仕候處 別紙一印頭書之通申傳候得共旧記等／無御座陣屋おゐて巨細之儀相分り不申候付 猶更／近邊旧家古老之者申傳 又ハ旧記所持之者有無吟味仕／候處 佐屋御殿江付候儀ハ 佐屋宿問屋加藤五左衛門〆／二三印之通 旧記之内ニ相見候旨ニ而書取差出 津嶋御殿之儀ハ右村於ゐても頭書申傳之外 旧記等も／無御座 何等不相分旨申出候 仍之右三数相添申上候

申九月

佐屋御代官

《貼紙》

〔朱書〕

一 頭書

佐屋御殿

一 元和年中御取建

源敬様度々被為

成 御殿御庭内松杵椿等御手植之由申傳／寛永十一戊年

大猷院様御上洛之節被為

成 其後

御代々様御初御末男様方津嶋祭

御覽 又者勢州

御参宮等之節於

御殿 追々

御休泊等被遊 其外

紀州様御上下之節 御小休等被遊候由ニ而今以

御殿矢来御門外ニ

御同所椰御波渡場与申傳候所有之候事

但正徳年 佐屋奉行石川伴右衛門在勤之節／津嶋祭為

御覽 佐屋御殿江被為

成候節之由記陣屋ニ相残居候事

津嶋御殿

一 慶長年中御取建

薩摩守様度々被為

成 其後

源敬様御始津嶋祭

御覽之節 追々被為

成候處 天和年中右御殿御取毀相成候由申傳／候事

《貼紙》

〔朱書〕

二 加藤五左衛門差出候書付

乍恐以書付奉申上候御事

佐屋御殿之御儀 古キ事等相分り候ハ、可被申上旨／被 仰付奉畏候 右御殿之御儀 古事等一向／不相分候へ共 先祖之者認置候古記録之内／左之由記相見へ申候付 写取奉申上候

將軍御上洛之事 「附佐屋御殿／御成之事」

〔七月十一日〕  
〔朱書〕家光公

一 寛永十一甲戌秋 將軍大猷院様御下向之節 佐屋

御茶屋へ御成被為 遊候 此節の御殿と右御茶屋を唱申候／よし 此節佐屋 津島両所之御茶屋御成之積ニ候へ共／大かた津島御茶屋へ御成之積ニ而 尾州名古屋御老中／寺尾土佐守様御取賄ニ而 津島御茶屋ニ而 御料理等御拵／有之處 此節衆名の御道筋ハ船頭平ニ船橋かゝり／早尾村ニも船橋懸申候由 折節地めぐり程之大風ニ而／候へハ

將軍様何方へ成共 近き所へ御船着 御休被為遊度／との御事ニ而 俄ニ佐屋江被為人候付 右寺尾土佐守様／坏ハ 津島御茶屋ニ御扣故 旁御間相かね申候由ニ而／混雜之由 御船ハ阿たけ丸と申御船之由 善太川を／上へ登候節 皆々物見仕候由 是ハ今相考見申候へハ 御迎之御船と見へたり

〔朱書〕但此阿たけ丸之御船 後ニ江戸両国橋有之候

常憲院様 御代ニ絶へ申候由

右之通旧記御座候付奉申上候 以上

尾張領内御殿の存亡と機能(下)

申九月

吉田助次郎様／御陣屋

《貼紙》

〔朱書〕三 加藤五左衛門差出候旧記書拔

佐屋御殿御成之

御方々様書拔

一 幸丸様 「是ハ瑞龍院様御妹婢／八条様御弟様也 廣幡大納言様／

前之御名也」

慶安四年卯二月廿五日御通り 名古屋へ御出  
承應三年午七月廿二日御登

一 紀州様

延寶五年巳四月七日御登御休

大納言様与奉申

元禄五年申三月六日御下御休

中納言様与奉申上

寶永元年申三月四日御下御休

同 二年酉四月廿四日御登御休

一 尾張中納言様

正徳元年卯六月十四日御泊津島祭礼

御照覽

佐屋宿／加藤五左衛門印

\*

享保貳年酉六月十四日御泊右同断

同 五年子正月廿九日御登御休 山田へ

御参宮

中将宰相様と奉申

元文四年未六月十四日御泊

中納言様と奉申

寛保貳年戌正月廿八日御登御休 山田へ

御参宮

\*《貼紙》

本文之已前

瑞龍院様 泰心院様佐屋通り江為遊候由／相見へ候得共 年号与月相分兼候ニ付 不奉申上候

一 瑞祥院様

享保二年酉八月廿一日御登御休 京都／九条様へ御越被為遊

候節

同 十二年未十月廿三日夜御登御休 京都へ

一 九條左大将様

正徳三年卯 三月十三日御下御休

四月廿九日御登御休

右大将様

享保六年丑 二月廿七日御下御休

三月廿八日御登御休

内府様

寶曆十年辰十月朔日御登御休

一 梅昌院様 「尾州大心院様之二ノ御丸／有馬御湯治」

享保五年子十二月八日御下御休

一 泉光院様 「尾張中納言様之／御實母様」

享保七年寅六月十四日御泊 津島祭礼

御照覧

一 千姫様 「尾州／圓覚院様御息女様」

享保八年卯九月八日御登御休

一 宣揚院様 「尾張中納言宗春卿様／御實母」

享保十九年寅四月十三日夜御休

一 頼姫君様 近衛様へ御縁弁<sup>(辺方)</sup>

延享三年寅二月廿日御上京御泊

一 近衛右大臣様

享保三年戌九月六日御下御休

寛延貳年巳 正月十六日御下御休

三月廿五日御登御休

一 近衛様御姫好君様

寶曆二年申三月十九日御下御休

一 泰姫様 九條様へ御縁弁<sup>(辺方)</sup>

寶曆十三年未八月四日御上京御泊

鷹司様御姫君

一 房君様

安永三年午十一月十七日御下御休

右之通佐屋

御殿江被為 成候旧記御座候ニ付奉申上候以上

申／九月

佐屋宿／加藤五左衛門<sup>印</sup>

吉田助次郎様／御陣屋

小牧御殿初申傳等之趣／申上候書付

山田貫一郎

小牧御殿往古御取建相成候砌

御殿江付候古記録等陣屋々々ニ無之哉之趣等／委曲大代官江被仰談之趣  
右役申通辭／奉得其意吟味仕候處 古記録等ハ更ニ／無御座候 其内強而御見合ニハ不相成歟ニモ／候得共 文化六巳年御勘定所 古記録／御訂方江付村々為認出候書付之内 別紙／丸印之通 砦跡之趣ニ相見候付 小牧村江崎／兵八江相尋候處 角印之通申出差而

御殿江付由緒も不相分候 然處右砦跡／之儀 小牧宿本陣江崎善左衛門先祖居宅／之由ニ相聞候付 同人手前相尋候處 寛永／二丑年

源敬様御軍備御手當等江付 深キ思召を以右／居宅御替地相成當

御殿御取建相成候趣等 三角印之通書付／差出申候且

朝宮御殿跡之儀 御談面肩書味鏡原と／有之候處 右ハ支配所春日井原新田地内／尔付 吟味之儀 大代官の申越 是又相訂候處／前文同様古記録等も無御座候付 村方相尋／候處申傳并旧記等所持之者も無之當時字

朝宮御殿跡と唱 見取所ニ相成居 外構等も／無之趣等 輪違印之通書付

尾張領内御殿の存亡と機能(下)

差出何等／由緒等相分不申候 仍之右四數相添／申上候

申九月

小牧御代官

<sup>〔朱書〕</sup>

小牧村の差出候書付之内書拔

文化六巳年由緒申傳之趣 小牧村／より認出候書付之内書拔

小牧御陣之節

一 蟹清水之御砦半分ハ寛永二丑年

御殿御取建被為遊 半分ハ江崎兵八／居屋敷ニ御座候

<sup>〔朱書〕</sup>

江崎善左衛門差出候書付

乍恐御尋ニ付奉書上候御事

一 蟹清水之砦跡与申ハ私先祖江崎善左衛門扣ニ／御座候處 寛永二丑年

源敬公様 思召ニ而右場所ニ

御殿御取建被 遊候付 蟹清水砦跡之内

御殿御構丈ケ奉差上 残之場所善左衛門扣ニ／御座候處 萬治三子年 善左衛門の分家仕候節私／先祖居屋敷ニ仕夫の引續江崎兵八扣ニ而土居／升形等型子残 砦跡之姿今尔御座候 右由緒を以／屋敷御除地ニ被成下置候 御尋ニ付奉書上候 以上

申九月

小牧村／古城御山守／入鹿新田頭

山田貫一郎様／御陣屋

江崎兵八<sup>印</sup>

《貼紙》

「△」(朱書)江崎善左衛門差出候書付

小牧御殿御取建御内慮

思召先祖分申傳之趣等左之通御座候

小牧御殿之儀御取建已前者私先祖善左衛門／居宅ニ而

源敬様初而御入國之節

薩摩守様御家老市辺出羽守様私先祖／之儀御尋ニ付 天正十二申年

東照宮様古城山 御陣所分長久手江

御越被為 遊候節 私先祖善左衛門儀／勝川村込御道筋御案内仕候

事等申上候由／之處 其段委細被 仰上 其後数度水野邊江／被為 成

右御帰懸ケ之節 小牧古城山江も／被為 成 其節ハ先祖居宅江

御休泊被 仰付 別段御居間をも御取建／被為 遊候由之処

源敬様思召ニ者小牧古城山ハ御軍事江付而ハ／各別要害之場所と被為

思召 夫ニ付自然古城山江御出張之節之為メ

御足留之御忍

御殿御取建之御目論見ニ而 寛永貳丑年／地理御見立之上 私先祖居宅被

召上 當時／住居之地所江御替地被下置 右跡ニ

御忍御殿御取建被 遊 右御構囲等之／儀も諸木植込為生茂 他見ハ寺

院／農家ニまかひ候様ニ屋根等も藁葺ニ御取計／御拔道之儀も北之方古

城山江模通 宜／場所ニ御取扱 表御門ハ當時之御門／入口分凡貳拾間程

南之方ニ細小路ニ而至而／道狭く往還分之見込者

御殿と不相見全

御忍御殿ニ御取建之御儀ニ相見 其節先祖／善左衛門儀

御殿守被 仰付 御修復之儀も無手拔／不及大破様可心懸旨被 仰渡其

後／當時迄代々

御殿守相勤来候儀 先祖分之申傳ニ御座候

\*

\*《袋綴内側貼紙》

本文御陰を以當時迄十三代／御勤来候段 難有仕合奉存候

一 當時

御殿御上段 御庭前之清水之儀 先祖／居宅之節 蟹清水与唱 庭之内ニ御

座候由／持傳之旧記之内ニ左之通認載御座候

いにしへ私居屋敷のうちに清き／泉の湧出る有 常に蟹の住侍

る／候事候得者 蟹清水となん申傳へ候

右之清水湧出ルを

源敬様御鷹野等之節

御覽被為 遊 則

御上段之御庭前ニして御取建被

遊候儀ニ申傳 且

御上段前ニ當時生立居候高野槇之／大樹式本ハ其砌

御同所様御手つから被為 植候由／持傳之書類之内ニ認載御座候

右之外申傳又ハ旧記等ニ何等相見不申候／仍之御尋ニ付奉申上候 以上

申九月

小牧／御殿守

山田貫一郎様／御陣屋

江崎善左衛門印

《貼紙》

朱書

〔〇〕春日井原新田庄屋差出候書付

乍恐御尋ニ付奉申上候御事

當村方浅宮

御殿跡之儀 往古御取建相成候砌ハ申傳 又ハ旧記等ノ所持之者有之哉与御尋被遊奉畏吟味仕候処 右

御殿之儀御取建并御取潰与相成候哉之譯申傳并ノ旧記等所持之者無御座只今ニ而ハ字浅宮

御殿跡与相唱 壹反壹畝拾八歩之御見取所ニ相成居ノ當時外御構等も無御座儀ニ候得とも 右御見取所際ノ八田川通ニ 御殿橋と唱橋壹ヶ所御座候而前々ノ御普請被成下候儀御座候付而者 往古

御殿有之節ハ之橋とも御座候哉与懸察仕候儀ニ而ノ委敷儀何等相分り不申候 仍之右御達可申上候 以上

中九月

春日井原新田ノ庄屋ノ安藤五兵衛印

同断ノ嘉右衛門印

山田貫一郎様ノ御陣屋

横須賀

御殿江付候古記録等之儀申上候書付

松田庄太夫

横須賀

御殿往古御取建相成候砌ハ

尾張領内御殿の存亡と機能(下)

御殿江付候古記録等陣屋ニ無之哉 且

御殿近辺ニ罷在候旧家古老之者申傳 又ハ旧記ノ所持罷在候者も有之候ハ、是又委敷吟味仕可申上旨ノ大代官江被仰談之趣 奉得其意吟味仕候処 往古

御殿御取建之儀等 古記録陣屋ニ無御座候付 近辺ノ旧家をも吟味仕候處横須賀町方庄屋村瀬彦兵衛所ニノ旧記有之 別紙書拔差出申候 段々吟味仕候得共ノ右之外申傳 又ハ委敷旧記等無御座候 仍之右壹通ノ相添申上候

申九月

横須賀御代官

《貼紙》

旧記書拔

乍恐御尋ニ付旧記書拔

一 大納言光友公様

寛文四辰年當

御代

御殿御繩張 同五ノ巳年六月十八日御歛立

一同 御代

同六年九月廿三日ノ當 御殿初而 御成

同七年北御洲濱ノ出来但五十四ヶ村ニ而堀

同八申年五月廿八日

御成 同六月十五日

御帰城

同六月十七日

御成 同七月五日

御帰城

同七月廿四日

御成 同八月廿一日

御帰城

同九月廿八日

御成 同十月八日

御帰城

同十月十一日

御成 同月十八日

御帰城

同十月廿日 御成／同月廿七日

御帰城

此年日数九十一日

寛文十戌六月十四日

御成 同七月八日

御帰城

同九月廿五日 御成／同十月三日

御帰城

同十月廿八日 御成／同十一月十五日

御帰城

此年日数五十二日

寛文十二子六月廿一日

御成 同閏六月廿八日

御帰城

同九月六日 御成／同月廿二日

御帰城

御簾中様 同月十一日／夜 御帰城

此年日数五十五日

延宝四辰六月廿八日

御成 同八月八日

御帰城

同九月廿六日 御成／同十一月六日

御帰城

此年日数七十八日

同六年五月十八日

御成 同六月十七日

御帰城

同八月三日 御成

同月廿六日 御帰城

此年日数五十四日

同八申十月十八日

御成 同十一月廿九日

御帰城

此年日数四十二日

天和二戌年七月五日

御成 同八月六日

御帰城

同九月廿五日 御成

尾張領内御殿の存亡と機能(下)

同十一月十九日 御帰城

貞享元子九月

御成

同三寅八月廿五日

御成 同十月六日

御帰城

此年日数四十二日

元禄元辰九月廿七日

御成 同十一月三日

御帰城

右之外旧記等無御座候 仍之御達申上候 以上

申九月

松田庄太夫様／御陣屋

横須賀町方庄屋／村瀬彦兵衛印

萩原宿

御殿由緒之儀ニ付申上候書付

千村三四郎

所々ニ有之候

御殿往古御取建相成候砌

御殿江付候古記録等吟味可申上旨 大代官江／御談之趣申通辞奉得其意 右之内支配所／萩原宿

御殿之由緒 吟味仕候處 陣屋ニハ旧記等も不相見／何等難相分候付 萩原宿江申談旧記并右宿を初／近村旧家古老之者申傳 又ハ所持之品等段々／吟味為仕候處 別紙之通申出差當り委敷儀／相分り急申候 仍之別紙迄通相添申上候

申九月

鵜多須御代官

《貼紙》

萩原宿村役人々差出候書付

乍恐御尋ニ付申上候御事

當宿ニ往古有之候

御殿江付候古記録等有之候ハ、委敷取／調可申上旨被 仰渡奉畏候 右者 苗記段々／吟味仕候得共相知レ不申 當宿儀元文度／大火之節 苗記類過半 焼失仕候付 右／之内ニ御座候哉相分り不申 尚亦宿内者／不及申近在迄も 旧家古老之者申傳等 又ハ／旧記所持之者も相尋候得共 一向相分り不申候 然処元和九亥年乍恐

將軍家光公様御上洛之節 御取建／相成申候

御殿ニ有之候處 其後及大破 御取片付相成／申候由申傳ニ御座候得共 聡と仕候儀相分り／不申候 併只今ニ而も御茶屋跡と申畑地ニ／相成居申候 依之御尋之趣以書付申上候／以上

申九月

千村三四郎様／御陣屋

《貼紙》

御殿江附候古記録等旧記之趣／申上候書付

須加井重五郎

萩原宿間屋／芝太郎<sup>印</sup>

同／ 鵜飼寛一郎<sup>印</sup>

萩原村庄屋／森 佐兵衛<sup>印</sup>

水野村

水野御殿 當時官舎ニ成

荒居村

荒居御殿 當時民居ニ成

和泉一色村

坂下御殿 當時御殿跡計

右

御殿往古御取建相成候砌

御殿江附候古記録等陣屋ニ無之哉 且

御殿近辺ニ罷在候旧家古老之者申傳 又ハ旧記所持／罷在候者も有之候ハ、是又委敷遂吟味可申上旨奉得／其意候 右ハ陣屋ニ古記録等無御座候付 村々江相尋候處／上水野村ハ別紙一印之通申出 村方ニ而ハ更ニ旧記不相分候付／水野権平江御尋相成候ハ、委敷可相分哉と奉存候 一 荒居村とハ新居村之儀ニ有之候付 右村相尋候處 同村／金左衛門と申者由緒有之者ニ付 同人手前相訂候處

二三四五印之通申出 和泉一色村之義ハ六七印之通申出／同村御數守

〔右四數留省〕  
〔朱書〕

伊藤彦兵衛ニも記録有之哉之旨 村役人申出候付／猶更彦兵衛手前相

〔此數留省〕  
〔朱書〕

訂候處八九印之通差出申候 右之外／旧記古老之者申傳等相分不申候  
依之別紙九數相添申上候

但 新居村金左衛門古記録四數并伊藤彦兵衛差出候／九印一冊ハ御見  
合相濟候ハ、早速御指戻被成下候様仕度 此段／申上添候

申九月 水野御代官

〔壹〕  
〔朱書〕

乍恐御達申上候御事

今般御尋御座候往古水野

御殿之儀 篤と吟味仕候処 古老之者／申傳ニハ御林方御陣屋水野權平様／  
御扣之内ニ相成居候由 古来分申傳候事ニ／御座候 乍去村方ニ古記録等之儀  
者／無御座候得共 右 御殿場所江付／高三石目余御證文引有之 御除地ニ／  
申傳候間 仍而御達申上候 以上

申九月 上水野村／庄屋 次郎右衛門<sup>㊦</sup>

須加井重五郎様／御陣屋

〔一六〕  
〔朱書〕

源敬公様御鹿狩被為遊候節ハ度々／坂下新町ニ御休被為遊候得共 困窮／  
村ニ而御座候所 家等數所老軒も無／御座候 其後七拾弍年以前丑之年

尾張領内御殿の存亡と機能(下)

御鹿狩ニ御越 當町ニ御休被遊候節

源敬公様被思召候ハ 新町家居等惣／敷別而御供廻り休足場茂無之候而／可  
致難儀候間 新町屋敷之分者／無年貢ニいたし遣し候様ニ御上意／御座候而  
直ニ御證文并打帳被下置／頂戴仕候処 右打帳ハ紛失仕候 證文ハ／御座  
候 右屋敷山方地ニ而御座候所／両村之御代官佐々長兵衛様ニ而／御座候  
所六拾壹年以前子ノ年／和泉村御檢地有之 其節證文／屋敷方共ニ御竿  
御入被成御檢地／帳面之末ニ右反畝御座候 五拾三年／以前申ノ年村瀬  
彦左衛門様御代官様之節／一色村證文屋敷共御檢地有之候／是又御檢地  
帳ニ町反御座候 増減之訳／相知レ不申候 拾四年以前分御郡方分／堤銀  
と申儀 一色村分銀四匁六分／和泉村分銀式匁四分 右屋敷扣主分／反町  
割付取立堤銀上納仕候 郡／御奉行衆上納仕候 此節ハ御支配御代官／所  
江御上納仕候 右ハ宝永五年子ノ／八月和泉村庄屋市兵衛 一色村／庄屋  
彦兵衛御達被申上候 寫書上／仕候 右御達申上候時刻 當村八兵衛宅江／  
度々御入被為遊候節々御茶代として／被下置候趣之由 金錢三文 銀錢五  
文／頂戴仕候所 追々火災ニ而焼失仕／只今ニ而者銀三文所持仕候 并  
御殿跡由緒之儀ハ別紙圖面ニ調／相添奉御達申上候 以上

春日井郡和泉村

嘉永元年／申九月

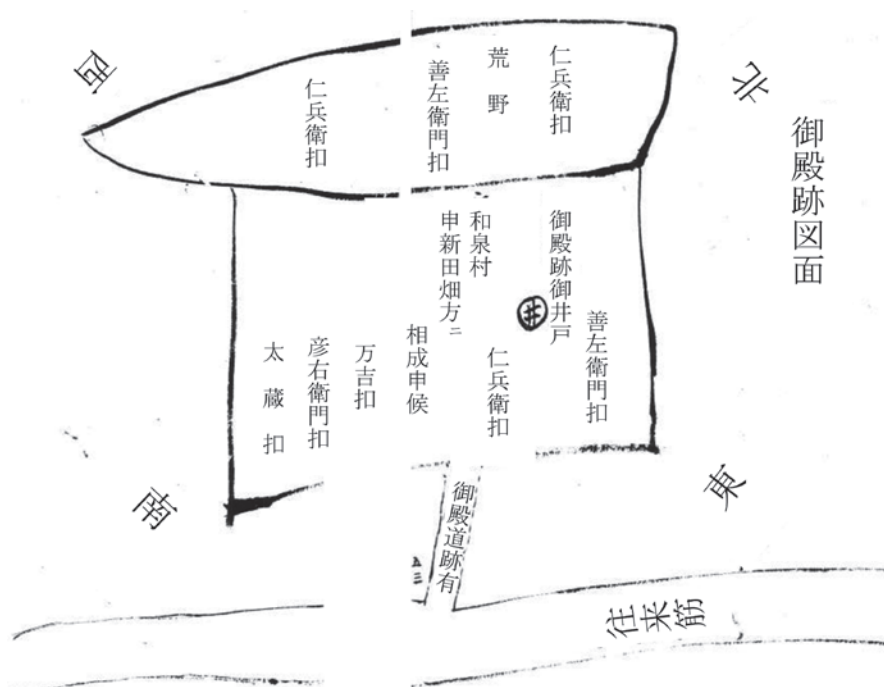
庄屋／源兵衛<sup>㊦</sup>  
同断／弥平治<sup>㊦</sup>  
与頭／伊 助<sup>㊦</sup>

須加井重五郎様／御陣屋

〔一七〕  
〔朱書〕

和泉一色村図面写

御殿跡図面



〔朱書〕  
八

乍恐御達申上候御事

一 和泉一色坂下 御殿古記録等／所持罷有候哉ト今般御尋之趣／奉畏候

先代右一冊御座候／依之御達申上候御見合済候ハ、／早速御戻可被下候

但シ右之外 旧記古老之者／申傳之趣等無御座候以上

申／九月 春日井郡一色村／御蔭守

伊藤彦兵衛印

須加井重五郎様／御陣屋

岐阜

御殿往古御取建相成候砌

御殿江附候古記録等無之哉 且岐阜地ニ罷在候旧家／古老之者申傳 又ハ旧記所持罷在候者も有之候ハ、委敷／遂吟味可申達旨 御談之趣致承知及吟味候処 元和／五末年御領知ニ相渡候後役所内ニ

新御殿御取建

御代々様被為

成候節被遊

御止宿候由之処 慶安年中今貞享年中迄ニ追々／御引取有之候由 右節ハ御代官おゐて支配之節ニ有之／當役所之儀者元禄八亥年初而岐阜奉行被 仰付／役所出来いたし候儀ニ而 右牀之古記録等 更ニ不相見／其内古絵圖一枚有之右

御殿之絵圖面ニも可有之哉申傳等も無之儀ニ付／判然与難相分 且岐阜地ニ罷在候旧家古老之者／申傳 又ハ旧記所持罷在候者 是又及吟味候処 貞享／三寅年岐阜地大火 其後度々之火災ニ而書類等も／焼失いたし候付 右牀之

〔朱書〕  
「写省」

旧記所持罷在候者等無之旨／申出候 仍為御見合 右古絵圖一枚相添申達候

但本文絵圖御見合相濟候ハ、御差戻有之様／致度候  
申／九月

岐阜奉行

# 註

文書形態は「」で示した。

改行は「／」で示した。

朱書文字・記号は「朱」で示し、(朱書)と付した。

割註は「割」で示し、改行は「／」で示した。

貼紙は「貼」で示し、《貼紙》と付した。

貼り込み文書は『』で示した。

